
○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時19分）

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第4、議案第5号 静岡県地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第5号 静岡県地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について。

詳細は担当課長より申し上げます。

（窓口税務課長 齋藤 聡君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） この条例の改正の件なんですけれども、この内容というのは、今年の10月の消費税の税率の改正に合わせたものと理解するわけなんですけれども、これがもし消費税率の引き上げが延期もしくは中止ということになる場合は、この変更される部分に関してはどうということになるんですか。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 今回の改正につきましては、今年の10月1日からになります。

消費税の改正がない場合ということなんですけれども、その場合には、改めてまた議案を上程して一旦取り下げるような形になると思われまして。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） ちょっとお伺いしますけれども、ここの議案5号の資料の関係で、現行と改正ですけれども、その中で、第4条の広域連合の処理する事務の中で、「（3）構成団体の職員に対する税務研修事務」ですけれども、これは具体的にどのように行われているのでしょうか。教えてくださいませんか。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 毎年、税務職員については研修会が行われるわけですが、新人の職員の研修ですとか専門職員研修、あと徴収に係る研修ですね・・・、そちらの方を機構

が人数を取りまとめているようなことになります。

○6番（福本栄一郎君） これは主催者が静岡県で・・・、例えば静岡市に皆さんが集まって研修会・・・、そういった形かそれとも賀茂地区の・・・、うちの方の職員が何名参加しているのかという、その辺を教えてくださいませんか。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） こちらの研修につきましては、機構が主催になりまして、県内の東部地区とか中部地区の単位で行っております。

また、町の方の職員の研修ですけれど、新人・・・、例えば、今年度の4月に入った職員につきましては、新人職員研修という形で皆さんが出来ますし、徴収の研修につきましては、ただいま賀茂の回収協議会に行っている職員とか、納税の関係の職員、課税の方の研修につきましては、住民税の研修とか、軽自動車の研修、固定資産税、それぞれございますので、それぞれの担当は出席するという形になっております。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） ちょっと確認したいんですけれども、今度の消費税引き上げに伴って、軽自動車に環境性能割が適用されることによって、自動車取得税のところの部分が変わることなんですけれども、この環境性能割に係る税金はどのような・・・、今度は7条に入ってくるんですか。これはどこに表示されてくるんですかね。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 今現在、軽自動車税は軽自動車税1本という形になっております。それと、今までの自動車取得税、軽自動車に係る自動車取得税の分が、今度軽自動車税の中に含まれて、環境性能割というような形で表示される形になります。

また、当初予算の方でご説明しようかなと思っていたんですけれども、施行が10月1日からということになりますので、そちらについては、とりあえず枠だけは作りまして、実際の数字につきましては、財政係と協議いたしまして、補正で対応しようということで検討しております。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 静岡県地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
